

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 0 年度
計画主体	飯能市

飯能市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業環境部農業振興課鳥獣被害対策室
所 在 地 飯能市大字双柳 1 番地の 1
電 話 番 号 0 4 2 - 9 7 3 - 2 1 2 2
F A X 番 号 0 4 2 - 9 7 4 - 6 7 3 7
メールアドレス choju@city.hanno.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カウ、カラス
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	飯能市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	野菜、果樹	10,877千円 229a
イノシシ	野菜、果樹、稲	8,552千円 256a
ニホンジカ	野菜、果樹、稲、植木	5,713千円 184a
ハクビシン	野菜、果樹	1,704千円 38a
アライグマ	野菜、果樹	522千円 19a
アナグマ	野菜、果樹、稲	309千円 31a
その他の獣類	野菜、果樹、稲	1,644千円 48a
鳥類	野菜、果樹、稲	708千円 28a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本市においては、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カウ、カラスなどの有害鳥獣が生息し、農産物の食害や樹木の剥皮被害、糞尿や騒音による生活被害等が多数報告され、市政上の最重要課題の一つとなっている。

被害の発生場所は、市街地や住宅地等の一部を除き市内全域に及んでいるが、アライグマやハクビシンによる果樹類への食害などが東部の精明地区で、また、ニホンジカやイノシシ、ニホンザル等による果樹類や野菜類、植木等への食害などが特に山間5地区（南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗）等で顕著に見られる。

※ニホンザルについては、南高麗地区を除く。

被害の発生時期は、野菜や果実の収穫時期と概ね重なり、主に7月から12月ごろとなっている。

カウを始めとする鳥類については、詳細を把握していないが、多数で飛来し、魚類を捕食したり農作物を啄む被害が確認されている。

また、近年は山間部の南高麗地区において、ツキノワグマの出没が確認されており、地域住民の生活に不安が生じている。

更に、新しい被害傾向として、特別天然記念物であるニホンカモシカによる食害や生活被害について、無視できない件数で報告されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）		目標値（平成33年度）	
ニホンザル	10,877千円	229a	7,614千円	160a
イノシシ	8,552千円	256a	5,986千円	179a
ニホンジカ	5,713千円	184a	3,999千円	129a
ハクビシン	1,704千円	38a	1,193千円	27a
アライグマ	522千円	19a	365千円	13a
アナグマ	309千円	31a	216千円	22a
その他の獣類	1,644千円	48a	1,151千円	34a
鳥類	708千円	28a	496千円	20a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲	被害事案のうち、捕獲すべきと判断した場合に、通年で捕獲を実施しているが、銃による止め刺しが可能な隊員の確保が課題である
	鳥獣被害対策隊による有害鳥獣捕獲	所管課以外の職員も含む正規職員による活動であるため、本来業務との両立、個々の隊員の負担軽減が課題である。
	猟友会による有害鳥獣捕獲業務委託	鳥獣捕獲の際に周辺住民との間にトラブルが生じることがあるので、委託者である鳥獣被害対策室から、状況に応じて指導・注意喚起をする必要がある。
	捕獲従事者によるアライグマの捕獲	「アライグマ専用箱わな」が新規に開発されたので、錯誤捕獲の防止などのため、様々な機会を捉えて普及を図る必要がある。

防護柵の設置等に関する取組	電気柵等設置に対する補助 ・平成27年度実績38件 ・平成28年度実績35件 ・平成29年度実績35件	電気柵については、設置後の維持管理が不十分な状況も見受けられる。今後、電気柵が適正かつ効果的に維持管理されるように、鳥獣被害対策室職員や鳥獣被害対策普及員等が、継続して指導・支援していく必要がある。
	テレメトリーを活用したサル追払い活動	サルの個体に発信器を装着して活動を追跡しているが、古い機器の更新や、取得情報を幅広く共有し活用するための仕組みづくりが必要である。
	サル追払い活動用のパチンコの貸出し	サル追払いの手段としてパチンコを貸し出しているが、実際に使用されているか確認する必要がある。また、パチンコ自体の定期的なメンテナンスも必要である。
	放任果樹剪定作業の実施	果樹所有者の認識不足や作業自体の難しさから、剪定作業にはあまり進展がないが、粘り強い働き掛けで作業に対する理解と協力を得る必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ol style="list-style-type: none"> 1. 有害鳥獣による農林産物等への被害実態調査 2. 適切かつ効果的な捕獲の実施 3. 地域住民との連携・協力の推進、及び住民主体の鳥獣被害防止体制への移行 4. 鳥獣被害対策隊員、鳥獣被害対策実施隊員、鳥獣被害対策普及員による環境整備・防除・捕獲のバランスを意識した鳥獣被害対策の推進
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊：主に猟友会員2名が、鳥獣被害対策室からの依頼により、被害発生場所周辺における有害鳥獣捕獲を実施。
 鳥獣被害対策隊：有資格者である17名が、鳥獣被害対策室からの指示により、被害発生場所周辺における有害鳥獣捕獲を実施。
 飯能猟友会：鳥獣被害対策室からの業務委託により、市内全域で有害鳥獣捕獲を実施。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、カウ、カラス	捕獲機材の導入・貸出し 捕獲従事者の育成・確保
平成32年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、カウ、カラス	捕獲機材の導入・貸出し 捕獲従事者の育成・確保
平成33年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、カウ、カラス	捕獲機材の導入・貸出し 捕獲従事者の育成・確保

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
 埼玉県鳥獣保護管理事業計画及び埼玉県第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として、必要最小限の捕獲を実施する。
 なお、アライグマについては、埼玉県アライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
イノシシ	80頭	80頭	80頭
ニホンジカ	250頭	250頭	250頭

ハクビシン	30頭	30頭	30頭
アライグマ	全頭	全頭	全頭
アナグマ	30頭	30頭	30頭
カワウ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カラス	必要最小限	必要最小限	必要最小限

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲手段 : 猟銃、箱わな、くくりわな、大型箱わな
捕獲予定時期 : 通年
捕獲予定場所 : 市内全域

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飯能市	委譲済み

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ	侵入防止柵 1.5ha	侵入防止柵 1.5ha	侵入防止柵 1.5ha

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、カワウ、カラス	市民からの情報収集、農地における被害状況調査・分析、追払い活動、放任果樹の剪定作業、鳥獣被害対策実施隊員・鳥獣被害対策隊員・鳥獣被害対策普及員による環境整備・防除・捕獲のバランスがとれた被害防止活動
平成32年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、カワウ、カラス	市民からの情報収集、農地における被害状況調査・分析、追払い活動、放任果樹の剪定作業、鳥獣被害対策実施隊員・鳥獣被害対策隊員・鳥獣被害対策普及員による環境整備・防除・捕獲のバランスがとれた被害防止活動
平成33年度	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシ、アライグマ、アナグマ、カワウ、カラス	市民からの情報収集、農地における被害状況調査・分析、追払い活動、放任果樹の剪定作業、鳥獣被害対策実施隊員・鳥獣被害対策隊員・鳥獣被害対策普及員による環境整備・防除・捕獲のバランスがとれた被害防止活動

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

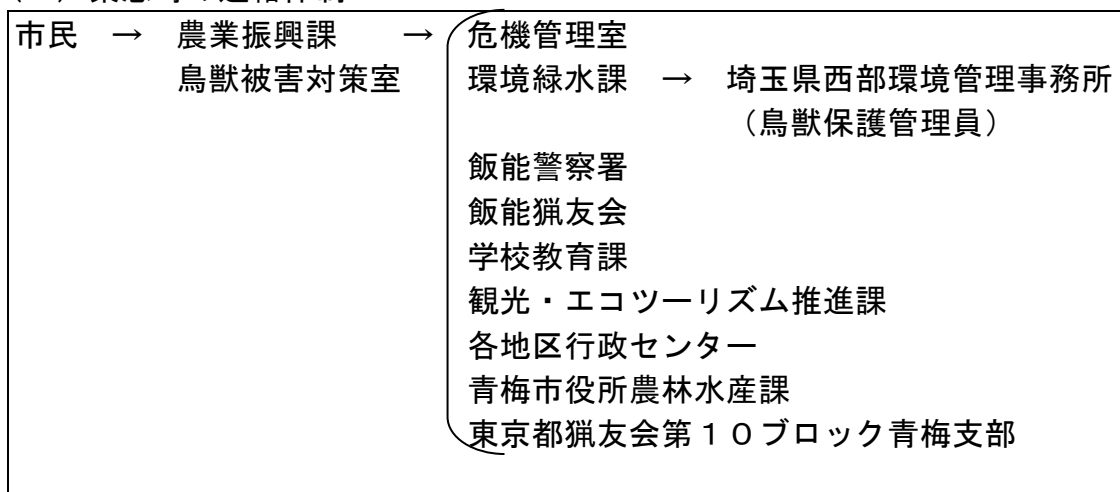
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	飯能猟友会による緊急捕獲の支援
飯能市危機管理室	防災行政無線による注意喚起 緊急捕獲の実施手続き（ツキノワグマの場合）
飯能市産業環境部 農業振興課鳥獣被害対策室	飯能警察署、飯能猟友会、環境緑水課、学校教育課、各地区行政センター等関係機関・団体・部署への連絡及び指示
飯能猟友会	緊急捕獲の実施
飯能市産業環境部環境緑水課	西部環境管理事務所への連絡、緊急捕獲の許可

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

クリーンセンターでの焼却処分を基本としつつ、一部を埋設処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有害鳥獣捕獲により捕獲されたニホンジカ及びイノシシについて、貴重な地域資源の一つとして有効活用を図るため、平成31年度中には一定の方向性を出すことを目指し、検討を進める。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	飯能市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
飯能市自治会連合会	事業の推進、住民意識の高揚
飯能猟友会	個体数調整の実施、捕獲技術の指導
飯能市農業委員会	被害状況の調査、情報収集
いるま野農業協同組合	被害状況の調査、情報収集
西川広域森林組合	被害状況の調査、情報収集
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言・指導
埼玉県川越農林振興センター	対策の助言・指導
飯能市産業環境部 農業振興課鳥獣被害対策室	事業の推進、有害鳥獣捕獲の実施、住民意識の高揚、事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
青梅市	協定に基づく合同捕獲の実施

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年度現在、市職員2名と猟友会員2名の計4名で、被害状況の確認から有害鳥獣の捕獲、防除施設の設置支援等まで各種活動を実施している。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域の実情に応じた住民主体の鳥獣被害防止体制の整備に向けて、住民への働き掛けや、各種調整・支援等に取り組む。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

IOTネットワーク（LPWA通信網）の活用を進めるとともに、ドローン<小型無人機>の活用について研究する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。